

事 務 連 絡  
平成 3 1 年 3 月 2 2 日

各府省庁等 グリーン購入法担当官 殿

環 境 省  
大臣官房環境経済課

グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

平素より環境行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、それに伴い、グリーン購入法の基本方針が規定する特定調達品目のうち、現時点では印刷用紙を中心に入手が困難な状況が続いております。

つきましては、グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて、グリーン購入法関係省庁等連絡会議において、別紙のとおり決定しましたので、この取扱いに沿った運用をお願いします。また、発注に当たっての参考例として「印刷用紙の購入」に関する仕様(例)を示しますので、御参照願います。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付します。

(お問い合わせ先)

環境省 大臣官房 環境経済課

担当 荒木、小澤

メール GPL@env.go.jp

T E L 代表 03-3581-3351 内線 6258

直通 03-5521-8229

F A X 03-3580-9568

## 【別紙】

# グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて

平成31年3月22日  
グリーン購入法  
関係省庁等連絡会議決定

グリーン購入法が定める特定調達物品等の調達については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月8日閣議決定）に基づき国及び独立行政法人等（以下「国等」という）にて作成した調達方針に沿って実施することを原則としている。昨今、国内の古紙需給環境の急激な変化に伴い、特に印刷用紙を中心に入手が困難な状況にある。そのため、印刷用紙の調達が困難となる場合には、国等の業務・事業の継続を確保するため、当分の間、調達予定物品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応することを確認する。なお、前記対応を行った場合は、経緯を整理するなど国等にて必要な措置を講ずるものとする。

また、会計年度終了後取りまとめる調達実績の概要には、古紙需給環境の影響で特定調達物品等の調達が困難であった旨を注記するものとする。

なお、当該決定については、地方公共団体等に参考送付するものとする。

なお、参考例として「印刷用紙の購入」に関する仕様の例を示します。

### 印刷用紙の購入に関する仕様（例）

#### 納入物品の仕様

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める印刷用紙の「判断の基準」を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。